

協議第58号

平成16年度西松浦地区合併協議会会計決算を別紙のとおり定めることについて、協議に諮る。

平成17年7月12日

西松浦地区合併協議会

会長 岩永 正太

協議第59号

平成17年度西松浦地区合併協議会補正予算（第1号）について、協議に諮る。

平成17年7月12日

西松浦地区合併協議会

会 長 岩 永 正 太

協議第60号

西松浦地区合併協議会規約改正について、次のとおり協議に諮る。

平成17年7月12日

西松浦地区合併協議会

会 長 岩 永 正 太

## 西松浦地区合併協議会規約

### (協議会の設置)

第1条 有田町・西有田町（以下「2町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

### (協議会の名称)

第2条 合併協議会の名称は、西松浦地区合併協議会（以下「協議会」という。）とする。

### (協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 2町の合併の是非を含めた合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく新町建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、2町の合併に関し必要な事項

### (事務所)

第4条 協議会の事務所は、佐賀県西松浦郡西有田町曲川甲1788番地焱の博記念堂内に置く。

### (組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

### (会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、2町の長がその協議により、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中からこれを選任する。

- 2 副会長は、1人とする。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- 4 会長及び副会長は、非常勤とする。

### (委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 2町の長及び助役
- (2) 2町の議会の議長及び副議長

- (3) 2町の長がそれぞれ指名した学識経験を有する者8人以内
  - (4) 2町の長が協議して定めた学識経験を有する者1人
- 2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の開催の日時及び場所は、会議に付議すべき事件とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求めることができる。

(会議の運営)

第9条 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(小委員会等)

第10条 協議会は、その事務の一部について調査又は審議させるため、小委員会及び町章デザイン選考委員会を置くことができる。

- 2 小委員会及び町章デザイン選考委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(幹事会及び専門部会)

第11条 協議会に提案する事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 第3条各号に掲げる事項を専門的に協議又は調整するため、幹事会に専門部会を置く。
- 3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の職員は、2町の長が協議して定めた者をもって充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第13条 協議会に要する経費の2町の負担割合は、次のとおりとする。

- (1) 均等割 100分の25

(2) 人口割 100分の75

2 前項に規定する人口割の算定に用いる人口は、直近の国勢調査の人口とする。

(監査)

第14条 協議会の出納の監査は、2町の監査委員各1人に委嘱して監査する。この場合において、当該監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第16条 第7条第1項第3号の規定による委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 第7条第1項第2号及び第4号の委員は、費用弁償を受けることができる。

3 前項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、告示の日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年7月12日から施行する。

<新旧対照表>

西松浦地区合併協議会幹事会規約

(旧)	(新)
<p>(小委員会)</p> <p>第10条 協議会は、その事務の一部について調査又は審議させるため、小委員会を置くことができる。</p> <p>2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮って定める。</p>	<p>(小委員会等)</p> <p>第10条 協議会は、その事務の一部について調査又は審議させるため、<u>小委員会及び町章デザイン選考委員会を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>小委員会及び町章デザイン選考委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮って定める。</u></p>

協議第61号

「新町の町章デザイン公募」について、別紙のとおり提案する。

平成17年7月12日

西松浦地区合併協議会

会長 岩永 正太



協議第62号

「高齢者福祉事業の取扱い」の具体的調整内容について、次のとおり提案する。

平成17年7月12日

西松浦地区合併協議会

会長 岩永正太

協定項目	高齢者福祉事業の取扱い
調整内容	<p>1 国又は県が定める制度に基づいて実施している事業は、合併までに調整し、継続して実施する。</p> <p>2 町独自の制度に基づいて実施している事業は、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、住民サービスが低下しないよう調整する。</p> <p>3 利用者負担金は、応能負担の原則に立ち、見直しを検討する。</p> <p>(平成16年11月28日 第3回協議会確認済)</p>
具体的調整内容	<p>○ 老人福祉電話貸与事業の助成額は、西有田町の例とし、助成方法は、有田町の例による。</p> <p>○ 配食サービス事業の利用者負担金は、有田町の例とし、委託料は、西有田町の例による。</p> <p>○ 緊急通報体制等整備事業の利用者負担金は、事業費の1/5を基本とする。</p> <p>○ 軽度生活援助事業は、有田町の例を基本とし、利用者負担金は、西有田町の例による。</p> <p>○ 生きがい活動支援通所事業は、西有田町の例により、事業を一本化し、社協へ委託する。</p>

協議第63号

「児童福祉事業の取扱い」の具体的調整内容について、次のとおり提案する。

平成17年7月12日

西松浦地区合併協議会

会長 岩永正太

協定項目	児童福祉事業の取扱い
調整内容	保育料は、西有田町の例を基本に合併までに調整し、新町において定める。ただし合併する年度は現行のとおりとする。  (平成16年11月28日 第3回協議会確認済)
具体的調整内容	○ 保育料は、合併する年度は、現行のとおりとし、平成18年4月分より西有田町の例による。また、同時入園の場合のカウント方法は、国と同じにする。 ○ 督促については、地方自治法231条の3により、合併までに定め、手数料については、一件につき100円とする。

協議第64号

「社会福祉事業の取扱い」の具体的調整内容について、次のとおり提案する。

平成17年7月12日

西松浦地区合併協議会

会長 岩永正太

協定項目	社会福祉事業の取扱い
調整内容	町独自の制度に基づいて実施している事業は、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、住民サービスが低下しないよう調整する。  (平成16年11月28日 第3回協議会確認済)
具体的調整内容	重度心身障害者タクシー料金助成事業の助成対象者及び給付内容は、有田町の例による。

協議第65号

「保健衛生事業の取扱い」の具体的調整内容について、次のとおり提案する。

平成17年7月12日

西松浦地区合併協議会

会長 岩永 正太

協定項目	保健衛生事業の取扱い
調整内容	保健事業は、住民の健康維持及び増進を図るため、各種事業の充実に努めるよう調整する。  (平成16年11月28日 第3回協議会確認済)
具体的調整内容	各種保健事業は、現在両町が行っている事業を基本に調整する。

協議第66号

「ごみ対策・環境保全の取扱い」の具体的調整内容について、次のとおり提案する。

平成17年7月12日

西松浦地区合併協議会

会長 岩永正太

協定項目	ごみ対策・環境保全の取扱い
調整内容	ごみ処理手数料は、有田町の例を基本に、合併までに調整し、新町において定める。  (平成16年12月7日 第4回協議会確認済)
具体的調整内容	ごみ処理手数料は、有田町の例による

協議第67号

「農林事業の取扱い」の具体的調整内容について、次のとおり提案する。

平成17年7月12日

西松浦地区合併協議会

会長 岩永正太

協定項目	農林事業の取扱い
調整内容	<ol style="list-style-type: none"><li>1 有害鳥獣対策事業は、合併までに調整し、新町において定める。</li><li>2 中山間地域等直接支払制度の次期制度は、国の動向を踏まえ、合併までに調整する。</li><li>3 農道及び農業用排水施設整備事業補助金は、西有田町の例を基本に、合併までに調整し、新町において定める。</li><li>4 土地改良事業分担金、県営土地改良事業負担金及び林業事業分担金は、西有田町の例を基本に合併までに調整し、新町において定める。</li></ol> <p>(平成16年11月22日 第2回協議会確認済)</p>
具体的調整内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 有害鳥獣対策事業における捕獲檻及びくくりわな購入費の差額分については、西有田町の例による。</li><li>○ 農道及び農業用排水施設整備事業補助金は、西有田町の例による。</li><li>○ 土地改良事業分担金及び林業事業分担金は、西有田町の例による。</li><li>○ 県営土地改良事業負担金に係る分担金は、西有田町の例による。</li></ul>

協議第68号

「建設関係事業の取扱い」の具体的調整内容について、次のとおり提案する。

平成17年7月12日

西松浦地区合併協議会

会長 岩永正太

協定項目	建設関係事業の取扱い
調整内容	<p>1 道路整備原材料支給制度は、合併までに調整し、新町において定める。</p> <p>2 急傾斜地崩壊防止（対策）事業の受益者負担金は、合併までに調整し、新町において定める。</p> <p>（平成16年12月7日 第4回協議会確認済）</p>
具体的調整内容	<p>○ 道路整備原材料支給制度は、町道を除くすべての道路を対象に、新たな補助制度を創設する。町道の補修等は、すべて町で行う。</p> <p>○ 急傾斜地崩壊防止（対策）事業における受益者負担金は、対策事業（10戸以上）は事業費の5%とし、防止事業（5戸以上）は事業の25%とする。</p>

協議第 69 号

「公営住宅の取扱い」の具体的調整内容について、次のとおり提案する。

平成 17 年 7 月 12 日

西松浦地区合併協議会

会 長 岩 永 正 太

協定項目	公営住宅の取扱い
調整内容	1 2町の町営住宅は、新町の町営住宅とする。 2 入居資格及び共同施設使用料は、合併までに調整し、新町において定める。  (平成 16 年 12 月 7 日 第 4 回協議会確認済)
具体的調整内容	○ 入居資格は、有田町の例による。 ○ 共同施設使用料は、西有田町の例による。